OM-N7JWZZ-JPJ-00

KITO

キトーウォール形ジブクレーン

組立要領書・取扱説明書

ＪＷ７Ｗ形
ＪＷ７Ｌ形

お客様へ

・ このたびは、キトーウォール形ジブクレーンをお買い上げいただきまして、誠にありがとうございました。
・ キトーウォール形ジブクレーンを組み立てられる方、使用される方および保守管理される方は、必ずお読みください。本書をお読みになった後は、いつでも読めるよう、手元に保管しておいてください。

目次

■ はじめに
■ 安全上のご注意
■ 1.各部の名称 ・・・

■免責事項について

- 火災、地震や雷などの自然災害、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意または損失、誤用、その他使用環境条件を逸脱した使用により生じた損害に関して、弊社は一切責任を負いません。
- 本製品の使用中または使用可能から生ずる付随的な損害（事業利益の損失、事業の中断、つり荷の損傷など）に関して、弊社は一切責任を負いません。
- 組立要領書、取扱説明書の記載内容を守らないこと、および仕様範囲を超えたことにより生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負いません。
- 弊社が関与しない機器との組み合わせによる誤作動などから生じた損害に関して、弊社は一切責任を負いません。
- 製品の生産中止後、１５年を経過した製品については、補給部品が供給できない場合がありますので、ご注意ください。

■用途制限について

- 人間の運搬用として設計・製作されたものではありません。人間の運搬用途として使用しないでください。
- 通常の使用環境条件下において、巻上機との組み合わせにより荷を水平に手動で旋回させるなどの荷役作業用として設計されたものです。荷役作業以外に使用しないでください。

■操作・使用する方について

- キトーウォール形ジブクレーンの操作・使用において「クレーン等安全規則」に該当する、玉掛け業務・クレーン運転業務を行う場合には、「クレーン等安全規則」に則り免許取得または技能講習を受講された方が行う必要があります。
- 「クレーン等安全規則」に該当しない業務であっても、キトーウォール形ジブクレーンの操作・使用を行う方は、玉掛け技能やクレーンの運転教育を受講されることを推奨します。
- この組立要領書、取扱説明書および関連商品の取扱説明書を熟読し、内容を理解した上で操作・使用を行ってください。
- 操作・使用する方は、正しい服装と保護具を着用して行って下さい。

■適用される法令・規格について

■ クレーン等安全規則

- 電気チェーンブロックをトロリと組み合わせて（連結)、クレーンとしてお使いになる場合は「クレーン等安全規則」の適用を受けますので、特に下記の点にご注意ください。
- クレーン設置上の注意事項
  - つり上げ荷重０．５ｔ以上３ｔ未満の場合、「設置報告書」を所轄の労働基準監督署へ提出してください。（第１１条）
  - つり上げ荷重３ｔ以上の場合、「設置届」を所轄の労働基準監督署へ提出してください。（第５条）
- クレーン使用上の注意事項
  - つり上げ荷重０．５ｔ以上のクレーンを使用する場合：クレーン運転者の資格、玉掛け作業者の資格が必要です。（第２１、２２、２２１、２２２条）
  - つり上げ荷重０．５ｔ以上のクレーンを点検する場合：日常点検・月例点検・年次点検が義務付けられていたます。（月例点検・年次点検はその結果を３年間記録保持）日常点検については、使用方法の項に点検項目および警告表示を記載しています。（第３４、３５、３６条）

■ クレーン構造規格

- ジブクレーンにおいてつり上げ荷重つり上げ荷重０．５ｔ以上の電動巻上げを使用する場合、「過負荷防止装置」または「過負を防止するための装置」をつけなければならない。（第２７条）

■ 労働安全衛生法

- 事故が派生した場合は、所轄の労働基準監督署へ報告する必要があります。（労働安全衛生法による）

■ 輸出貿易管理令

- お客様が弊社製品を輸出し海外で使用される場合、通関の際、輸出貿易管理令による該非判定書類を求められる場合があります。

安全上のご注意

ウォール形ジブクレーンは組立、据付における過ち、およびジブクレーンの使い方を誤ると、吊ったつり荷の落下や感電などの危険な状態になります。組立・据付・取り付け、運転･操作、保守点検の前に、必ずこの組立要領書を熟読し、正しくご使用ください。機器の知識、安全の情報、そして注意事項のすべてについて習熟してから組立、ご使用ください。

この組立要領書では、注意事項を「危険」、「注意」の２つに区分しています。

表示の説明

⚠ 危険　回避されないと死亡又は重度の傷害につながりうる切迫した危険な状況を示す表示

⚠ 注意　回避されないと軽度又は中程度の傷害につながりうる潜在的に危険な状況を示す表示

なお、「注意」に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結び付く可能性があります。

いずれも重要な内容を記載しているので、必ず守ってください。

本書をお読みになった後は、お使いになる方がいつでも見られるところに保管してください。

図記号の説明

禁 止

⃠ は、禁止（してはいけないこと）を示します。

具体的な禁止内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。

この組立要領書・取扱説明書では ⃠（一般禁止）図記号を使用しています。

強 制

❗ は、強制（必ずすること）を示します。

具体的な指示内容は、図記号の中や近くに絵や文章で示します。

この組立要領書・取扱説明書では ❗（一般指示）図記号を使用しています。

■取り扱い全般について

⚠ 危険	
禁 止	● 組立・据付等は、保守管理者か、専門知識を有する方以外は行わないでください。 ● 製品及び付属品の改造は絶対にしないでください。 ● 法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け業務を行わないでください。また、行わせないでください。 これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。
強 制	● 本書の内容を熟知した上で、組立・据付・操作・使用してください。 これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

⚠ 注意	
禁 止	● 製品を持ち運びするとき、引きずったり落下させないでください。 これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。
強 制	● 製品を破棄する場合は、使用できないように分解し、地方自治体の条例または事業体が定めた規則に従って破棄してください。 ● 日常点検は使用者が行ってください。 ● 定期点検（月例、年次）は保守管理者が行って下さい。 ● 定期点検の記録は保管してください。 これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。

注意：この組立要領書は事前の予告なく、一部内容を変更することがあります。

■法的義務

■設置する場合の義務について

クレーンを設置する場合、クレーン等安全規則によって製造許可・設置届・設置報告書などの手続きと、設置後の点検が義務づけられています。

※つり上げ荷重＝定格荷重+フック・クラブバケットなどの玉掛用具の荷重

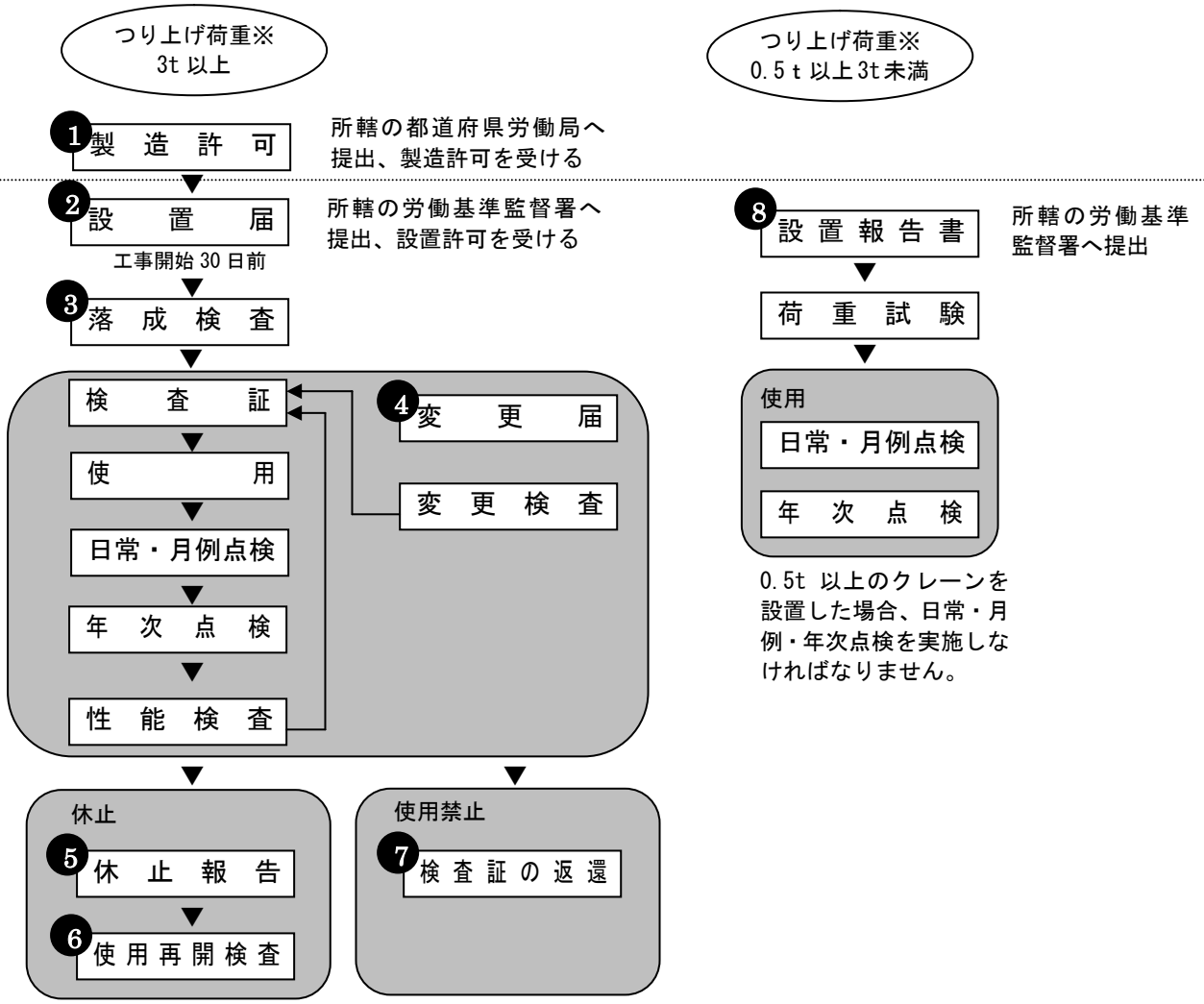

❶ つり上げ荷重が 3ｔ以上のクレーンを製造する事業所は、あらかじめ所轄都道府県労働局長の製造許可を受けなくてはなりません。

❷ つり上げ荷重が 3ｔ以上のクレーンを設置する事業所は、当該工事の開始日の 30 日前に所轄の労働基準監督署長に設置届を提出し、製造許可を受けなければなりません。

❸ クレーン設置工事完了後に、所轄の労働基準監督署長の落成検査を受けなければなりません。合格するとクレーン検査証（有効期間 2 年）が交付され、クレーンが使用できます。

❹ 性能・構造を変更した場合、クレーン変更届を提出し、変更検査を受けなければなりません。

❺ クレーンを休止しようとする時間がクレーン検査証の有効期間を超える場合は、当該クレーン検査証の有効期間中に休止報告を提出しなければなりません。

❻ 使用を休止したクレーンを再び使用する場合は、使用再開検査を受けなければなりません。

❼ クレーンの使用を廃止した場合は、クレーン検査証を所轄の労働基準監督署長に返還しなければなりません。

❽ 0.5ｔ以上 3ｔ未満のクレーンを設置する場合、あらかじめ所轄の労働基準監督署長に設置報告書を提出しなければなりません。
設置報告書に記載する製造年月日はクレーンガーダまたはテルハクレーンの製造年月日を記載してください。

■使用する場合の義務について

⚠危険
禁止 ● 法定資格のない人は、クレーン操作・玉掛け作業をしないでください。 また、行わせないでください。 この内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

■クレーンの運転および玉掛作業に関する諸規則

クレーンの運転または玉掛けの業務にたずさわる作業者は、それぞれ定められた資格を持っていなければなりません。

<table>
<tr><th colspan="2">つり上げ荷重</th><th>0.5t 未満</th><th colspan="2">0.5t 以上 1t 未満</th><th>1t 以上 5t 未満</th><th>5t 以上</th></tr>
<tr><td rowspan="3">クレーン運転者の資格</td><td>機上運転式クレーン
無線操作式クレーン</td><td rowspan="4">適用除外</td><td colspan="3" rowspan="3">クレーン運転の業務に係わる特別の教育
（クレーン則第２１条）</td><td>クレーンデリック運転士免許
（クレーン則第２２条）</td></tr>
<tr><td>床上運転式クレーン</td><td>床上運転式クレーンに限定した
クレーンデリック運転士免許
（クレーン則第２２４条の２）</td></tr>
<tr><td>床上操作式クレーン</td><td>床上操作式クレーン技能講習
（クレーン則第２２条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">玉掛作業者の資格</td><td colspan="2">玉掛けの業務に係わる特別の教育
（クレーン則第２２２条）</td><td colspan="2">玉掛技能講習
（クレーン則第２２１条）</td></tr>
</table>

＊ 定格荷重　：クレーンの下フックにかけたり、クラブバケット等でつかんだりすることができる最大の荷重のこと。

＊ つり上げ荷重　：定格荷重にフックブロックやクラブバケット等のつり具の質量を含めたもの。

＊ 床上操作式　：床上で操作し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン。

＊ 床上運転式　：床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン。

１．各部の名称

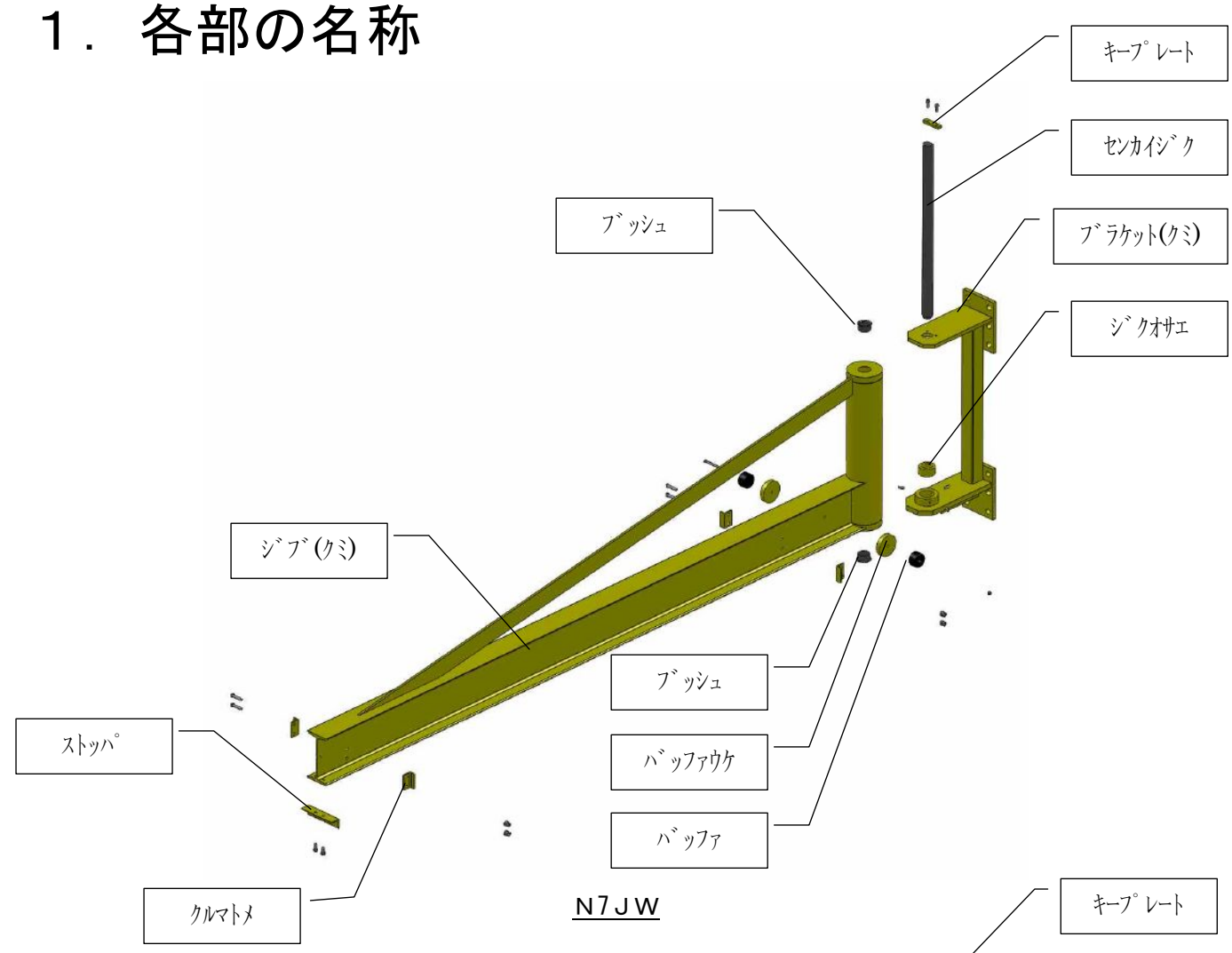

N7JW

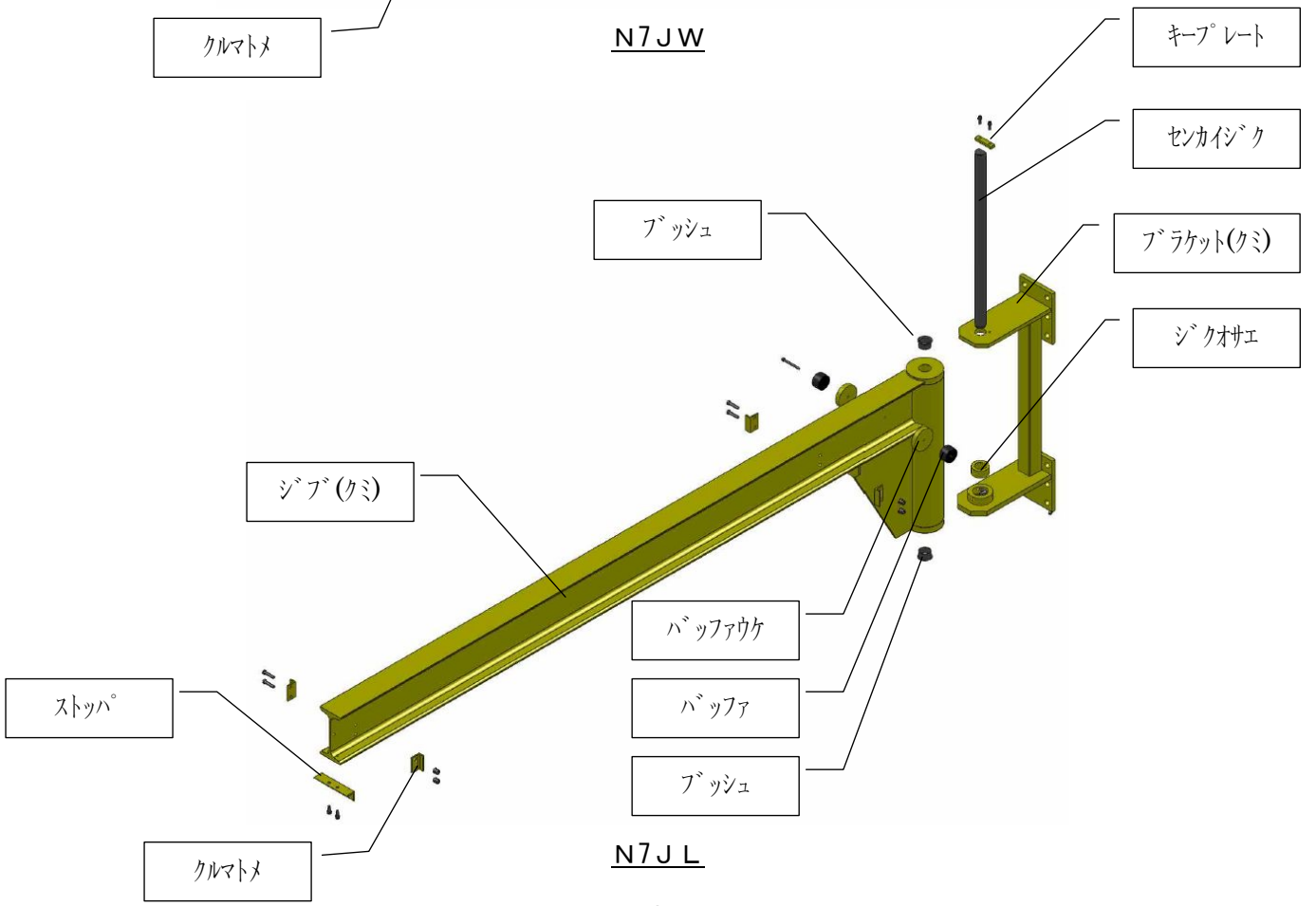

N7JL

２．梱包を開けて

■製品の確認

- 箱の表示および製品がご注文の内容と一致しているかご確認ください。
- 輸送中の事故などで製品が変形・破損していないかご確認ください。

① ブラケットブクミ・②ジブブクミ・③バッファ Kit・④クルマトメ Kit・⑤ストッパ Kit の部分組立構成です。（下記参照）

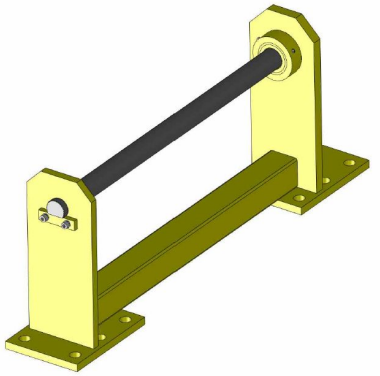

① ブラケットブクミ

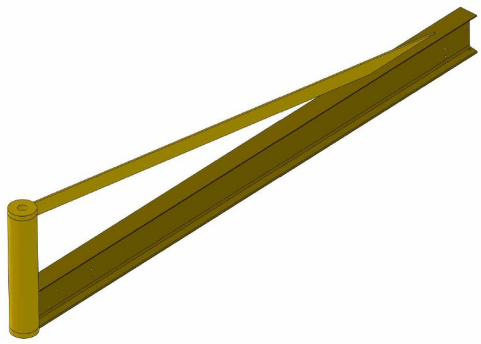

②ジブブクミ

③バッファ Kit

④クルマトメ Kit

⑤ストッパ Kit

３．使用条件

【設置環境】

（ 温　度 ）　－２０℃～＋４０℃でお使いください。

（ 湿　度 ）　８５％以下でお使いください。

（ 部　材 ）　標準材で構成。スパークレス等の特殊材は使用しておりません。

【クレーンの分類及び等級】

（ 分　類 ）　１

（用途・形態）　手動クレーン

（ 等級群 ）　Ａ１等級

※上記は、JIS B 8822-4:2001「クレーン及び巻上機装置－分類及び等級　第４部：ジブクレーン」より抜粋

【巻上機の選定】

ジブクレーンに使用する巻上機は巻上インバータ式チェーンブロックまたは巻上手動式チェーンブロックをお使いください。

（キトー製品推奨機種）

キトー電気チェーンブロックＥＱシリーズ

キトー電気チェーンブロックＥＲ２シリーズ

キトーマイティ

⚠ 注意

強 制

- 特殊環境下でご使用の際は、事前にキトーまでご相談ください。
- ジブクレーンにおいて０．５ｔ以上の電動巻上機を使用する場合、クレーン構造規格第２７条により「過負荷防止装置」または「過負荷を防止するための装置を必要とします。
  弊社ではキトーロードベル、キトーオーバーロードリミッタをご用意していますので、別途ご用命ください。
  ※ＥＱシリーズは電子式オーバーロードリミッタを標準装備されていますのでそのままご使用いただけます。

これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。

４．アンカーボルトの施工

⚠ 注意

強 制

- 設置する場所の強度を確認した上でアンカーボルトを施工してください。
- アンカーボルトの取付けピッチは正確に施工してください。
- 埋め込み形アンカーボルトを使用の場合はＪ形アンカータイプ若しくは樹脂アンカータイプを選定してください。
- アンカーボルトは必ず緩み止めとしてダブルナット法を適用してください。

これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。

▌ アンカーボルトのピッチは次の図･表を参照してください。

▌ アンカーボルトの施工に際し、ベースと同じ「ガバリ」を製作しますと、ピッチが 正確にだせます。

ブラケットの取付け穴寸法図

単位：mm

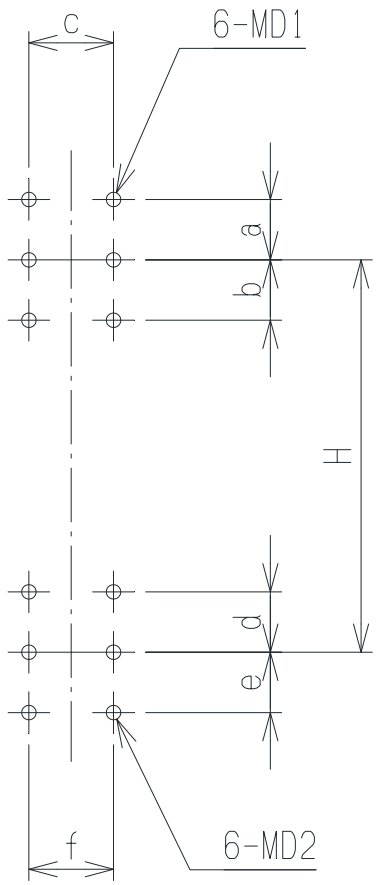

定格荷重	ｽﾊﾟﾝ(m)	a	b	c	d	e	f	MD1	MD2	H
250 kg	3	100	100	140	100	100	140	M20	M20	650
	4	100	100	140	100	100	140	M24	M24	890
	5	100	100	140	100	100	140	M24	M24	890
500 kg	3	100	100	140	100	100	140	M20	M20	650
	4	100	100	140	100	100	140	M24	M24	890
	5	100	100	140	100	100	140	M24	M24	890
1 t	3	100	100	140	100	100	140	M24	M24	890
	4	100	100	140	100	100	140	M24	M24	890
	5	100	100	140	100	100	140	M24	M24	1140

５．組立および据付

危険

禁 止

- 組立・据付等は、保守管理者か、専門知識を有する方以外は行わないでください。

保守管理者以外の方が行うと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

注意

強 制

- 旋回およびジブ端には必ずストッパを取り付けて下さい。
- ジブクレーンを設置する場所に十分な強度があることを確認してください。

これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。

 次の順序で取付けてください。

５－１ブラケットの取付け

手順－１：アンカーボルトに十分な強度があることを確認してください。

手順－２：ブラケットを鉛直に取付ける。

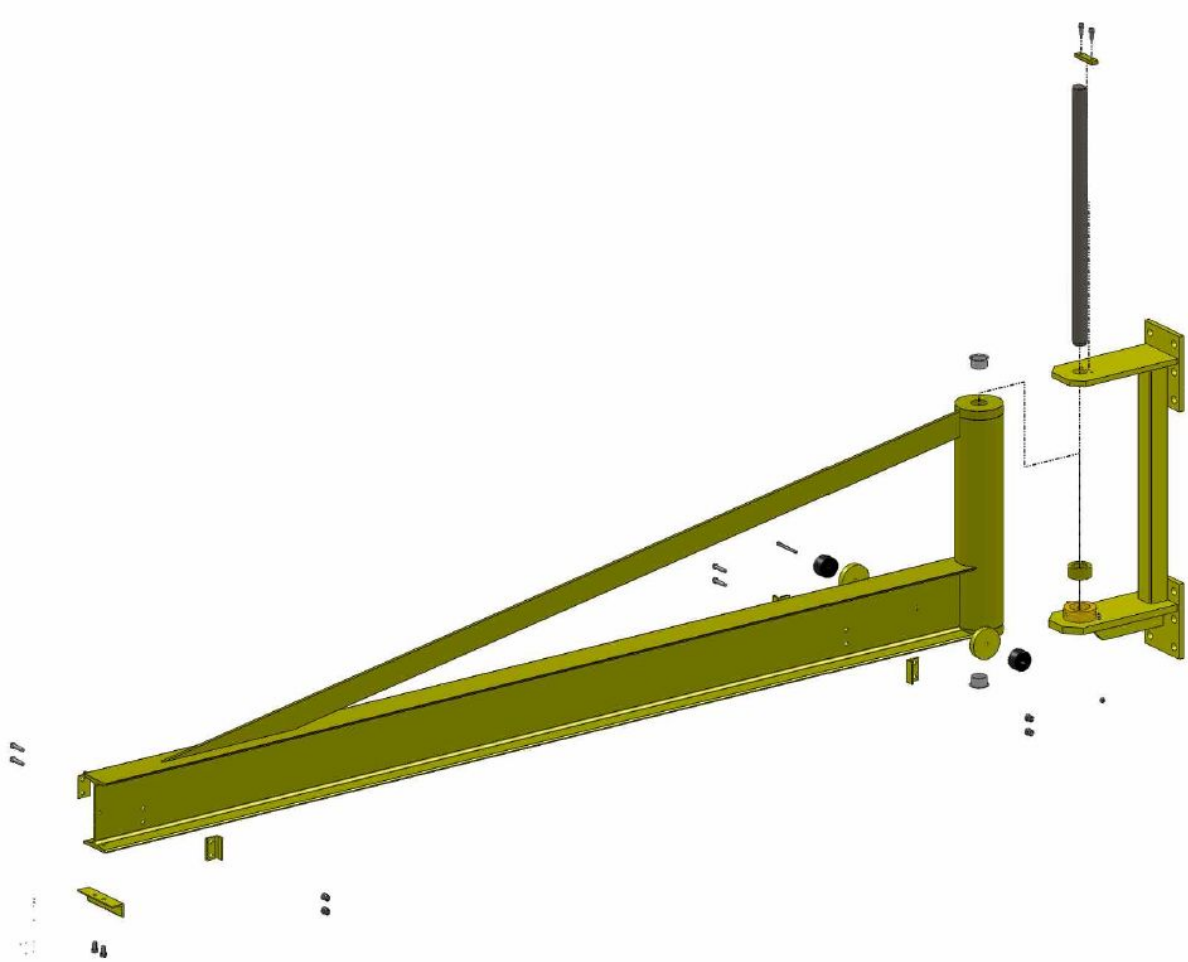

５－２ジブの取付け

手順－３：センカイジクウケの中にジクオサエを入れて、ジク調整ボルトでセンカイジクウケとジクオサエが同心円になるようにセットしてください。
（下図参照）

手順－４：ジブをマストのトッププレートとセンカイジクウケの間にセットし、センカイジクをトッププレート上面から挿入しキープレートで固定してください。
（下図参照）

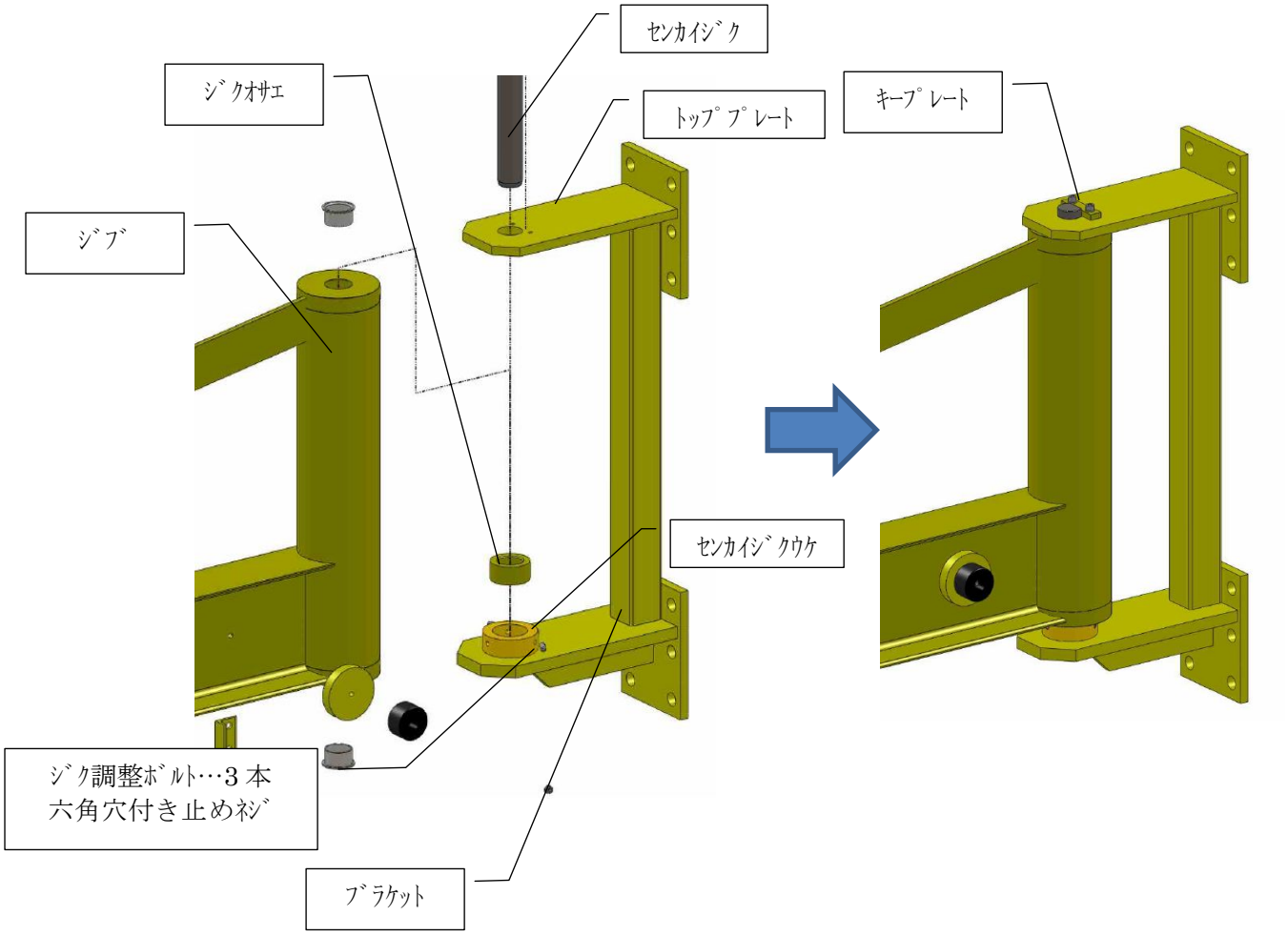

手順－４：無負荷状態でジブが水平になるように３本のジク調整ボルトで調整する。
調整が完了したら、３本のジク調整ボルトを確実に締め付ける。
（締付トルク：ボルトサイズＭ１０……28.8N・m）
（締付トルク：ボルトサイズＭ１６…… 125N・m）

注意

強 制

ジブを旋回させて、スムーズに回るかを確かめてください。マストの鉛直が出ていませんと、ジブの旋回はスムーズにいきません。

６．旋回操作

⚠注意

禁 止

- 巻上機より吊り下げられているオシボタンコードやハンドチェーンを引いてジブを旋回させないでください。

- 旋回操作は、巻上機のロードチェーンかフック又はつり荷を手で押すか、ジブ端にヒキヒモを取付けそれを引っ張ってください。
- ジブの旋回ストッパ（ゴムバッファ）には常時当てないようにしてください。
- ジブクレーンを使わない時は、ヒキヒモを建屋側に旋回しないよう固定してください。

※ヒキヒモは同封されていませんので、ご客様にて準備して頂くか、弊社までお問い合わせください。

※ジブ先端にヒキヒモを取付ける穴が開いていますので、ご利用ください。

7．試 運 転

⚠危険

強 制

- 誤った組立や据付は、死亡や重大な傷害事故の原因ともなります。そうした危険を避ける為、ジブクレーンの組立および据付が終了しましたら、試運転を行う前に次のことを確認してください。

これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

▌次の各種取付ボルト、ナット、ワリピンが確実に取付けられ、又ゆるみがないか確認を行ってください。

・アンカーとベースの取付ボルト。
・ジク調整ボルト。
・キープレートの取付ボルト。
・トロリのクルマ止めボルトおよびストッパのボルト。

▌荷重をかけずにゆっくりとジブクレーンが旋回するか確認してください。

▌ジブが旋回方向に流れないか目視にて確認してください。

▌定格荷重を巻上機でつり、旋回動作を確認してください。

・ジブの片ながれはないか。
・異常音はしないか。

▌荷重試験

・定格荷重の１２５%荷重をつり、旋回動作試験を行ってください。

8．運転と操作について

⚠危険

禁 止

- 定格荷重を超える荷をつり上げないでください。
  定格荷重は、ネームプレートに表示しています。
- つり荷には乗らないでください。また、人を支えたり、つり上げたり、運ぶなどの人の乗る用途には使用しないで下さい。
- 使用前に旋回動作を確認し、旋回が円滑に動作しない時は運転しないでください。

これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

強 制

- 損傷を受けたり、異音や異常振動が発生した場合、ただちに操作を中止してください。

これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

⚠注意

禁 止

- オシボタンコード又はハンドチェーンを引いてジブを旋回させないでください。
- ジブクレーンをストッパや構造物に衝突させないでください。
- 本体に取り付けられた、警告および注意表示の銘板やラベルを外したり、不鮮明なまま使用しないでください。

これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。

９．保守と点検

⚠危険

- ジブクレーンの定期点検は、保守管理者以外の方は行わないでください。
- 使用限界、判定基準を超えた部品、キトー純正部品以外は使用しないでください
- 荷をつった状態でのジブレーンの定期点検は、行わないでください
- 定期点検時は、主電源を遮断してください。

これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

- 定期点検（月例、年次）を行ってください。0.5t 以上のクレーンは、『クレーン等安全規則』により、日常・月例・年次の各点検が定められています。また、月例・年次の点検はその記録を３年間保存することが義務付けられております。使用条件によっては、定期点検前に行う必要があります。日常点検の状況や動作音などにも注意し、適切な頻度で点検を行ってください。
- 定期点検中に異常を発見した場合は、使用させずに「故障」の表示をし、修理を保守管理者、またはキトーにご相談ください。
- 定期点検（月例、年次）が終了したら、機能チェック・テストを行って正しく動作することを確認してください。
- 機能チェック・テストをする場合は、無負荷テストを行った後に定格荷重テストを行ってください。

これらの内容を守らないと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。

⚠注意

- 定期点検を行う際は「点検中」の表示をして」ください。
- 作業内容に応じて保護具（保護メガネ、手袋など）を着用してください。
- 作業方法、作業手順および作業姿勢にご注意ください。
- 高所作業時はヘルメット、安全帯を着用してください。
- 高所作業は、はしご、脚立などでは行わないでください。
- 製品や床に付着した油類は十分にふき取ってください。

これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。

お願い

- 月例点検時は、日常点検もあわせて行ってください。
- 年次点検時は、月例点検、日常点検もあわせて行ってください。
- 点検中に誤使用による異常を発見したときは、操作・使用者に正しい取り扱いをご指導ください。

９－１. 日常点検

作業開始前の点検

▌ 毎日使用する前に必ず無負荷にて、次の始業点検を実施してください。

・ジブクレーンが軽い手引き力でスムーズに旋回するか。

・ジブクレーンに変形、損傷、脱落、ゆるみ等はないか。

・通常と違った音はしないか。

▌ 警告ラベルが剥がれていないか。

９－２. 定期検査

定期自主検査

▌ ジブクレーンを故障なく安全に使用していただくために、必ず定期自主検査を実施してください。

☆月例自主検査

毎月１回以上は自主検査してください。

☆年次自主検査

毎年１回以上は各部の摩耗程度、内部分解などを自主検査してください。

点検基準と判定基準

▌ 次ページを参照してください。

点検基準と判定基準

点　検　項　目	点　検　項　目	使用限界または判定基準	処置・その他
1．ジブ ・ビーム横行面	・目視し、必要に応じてノギスを使用する	・横行面が摩耗していないこと 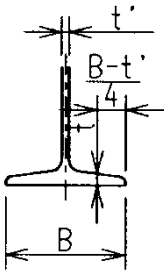 ・Ｂの使用限界は新品時の９５%まで ・ｔ　　〃　　９０%まで	・限界を超えているものは交換する
・外観 ・接地	・目視 ・抵抗計にて測定 ・目視	・ジブがたわんでいないこと ・Ｄ種接地（接地抵抗１００Ω以下）であること ・走行面に塗料などの絶縁物がないこと	・内線規定に基づく接地工事をする ・絶縁物は除去する
2．ブラケット ・リブ ・取付ボルト及びナット	・水準器にて測定する ・目視 ・目視し、スパナで締めてみる	・ブラケットが垂直に立っていること ・曲がりの変形がないこと ・溶接割れがないこと ・ナットのゆるみがないこと	・垂直に直す ・補修及び交換する ・補修する ・増締する
3．旋回部 ・旋回部(クミ) ・ジク調整ボルト	・目視 ・目視し、スパナで締めてみる	・曲がりの変形がないこと ・溶接割れがないこと ・ボルトのゆるみがないこと	・補修及び交換する ・補修する ・増締する
4．ストッパ クルマトメ	・目視し、スパナで締めてみる	・しっかりと固定されていること	・増締する

１０．故障と対策

⚠危険
禁止 ● 保守管理者か、専門知識を有する方以外は、修理をしないでください。 保守管理者以外の方が行うと、死亡または重傷などの重大事故の恐れがあります。
強制 ● ジブクレーンの修理作業を行うときは、次の内容を守ってください。 ・必ず電源を切ってください。 ・必ず「点検中」の表示をしてください。 ・荷をつらない状態で行ってください。 ● 作動音の変化に注意してください。 これらの内容を守らないと、傷害、または物的損害などの重大事故の恐れがあります。

▌キトー製品のアフターサービス業務は、全国のキトーサービスショップが取扱っております。ご依頼の前に次の表を参考にチェックされた上、お問合わせいただきますと対策に無駄がなくスピーディに解決します。

故障又は不具合	原因	処置
・旋回がスムーズではない ・ジブが片ながれする	・ブラケットの垂直度が正常ではない ・センカイジクの調整が正常ではない	・垂直度を直す ・ジク調整ボルトで調整をする
・旋回が重い	・ブッシュが摩耗している	・ブッシュを交換する
・感電する	・接地工事が十分ではない ・ジブのトロリ横行面が塗装されている	・確実に接地させる ・トロリ横行面の塗料を除去する

１１．管理の仕方

お願い
● 重い荷を移動する時は常に危険が存在します。誤った操作や、日頃の整備を怠ればなおさらです。正しい操作と正しい管理が安全を守る両輪といえます。正しい管理のポイントは…。 ・管理責任者を決める。 ・職場に適した作業規準や点検基準を決める。 ・教育による作業規準の徹底を図る。

付表－１　ジブクレーンの定期点検用チェックシート例

日常点検表

検査日　平成　　年　　月　　日（整理№.　　）

検査書番号	クレーン番号	設置場所	クレーン仕様	定格荷重	クレーン製造番号	認　印	検 査 者

検　査　項　目		不良内容及び処置	修　理 完了月日
外観・その他	ネームプレートラベル類のはがれなく、表示が鮮明であること		
	本体各部に著しい変形及び腐食がないこと		
	外部から見えるボルト、ナット、ワリピン類に緩み脱落がないこと		
	作業範囲に障害物がないこと		
クレーン	ジブクレーンが軽い手引き力でスムーズに旋回するか。		
	通常と違った音はしないか		
	ジク調整ボルトに緩みがないか		
玉掛け用具	ロープ：断線・キンク・摩耗・腐食・傷の有無		
	スリングチェーン：伸び・傷・き裂・変形の有無		
	繊維ロープ：ストランドの切断・損傷の有無		
	フック等の金具類：変形・摩耗・き裂の有無		

その他特記事項

注１：検査の結果良の場合は〇印
　　検査の結果否の場合は×印　｝×印の場合には不良内容及び処置、修理完了月日を記入して下さい。

お願い

- 巻上機の日常点検はお使いの巻上機に同封された取扱説明書に従って点検を行ってください。

付表－２　ジブクレーンの定期点検用チェックシート例

月例自主点検表

検査日　平成　　年　　月　　日（整理№.　　）

検査書番号	クレーン番号	設置場所	クレーン仕様	定格荷重	クレーン製造番号	認　印	検 査 者

検　査　項　目			良否	不良内容及び処置	修　理 完了月日
点検	先行	月例点検をするときは、日常点検も実施しているか	A		
クレーン	ジブ	ジブの溶接箇所の状態	C		
		取付ボルトのゆるみの有無	C		
		ジク調整ボルトに緩みがないか	A		
	ヒキヒモ	ヒキヒモのもつれ、損傷及び表示の有無	A		
		回転部分のがたの有無	C		
玉掛け用具		ロープ：断線・キンク・摩耗・腐食・傷の有無	A		
		スリングチェーン：伸び・傷・き裂・変形の有無	A		
		繊維ロープ：ストランドの切断・損傷の有無	A		
		フック等の金具類：変形・摩耗・き裂の有無	A		
その他		定格容量表示・警告表示ラベルなどの剥がれ、不鮮明の確認	A		
		検査証の有効期間の確認	A		

その他特記事項

注１：検査の結果良の場合は〇印
　　検査の結果否の場合は×印　｝×印の場合には不良内容及び処置、修理完了月日を記入して下さい。

注２：本チェックシートは、３年間保管して下さい。

お願い
● 巻上機の月例点検はお使いの巻上機に同封された取扱説明書に従って点検を行ってください。

付表－３　ジブクレーンの定期点検用チェックシート例

年次点検表

検査日　平成　　年　　月　　日（整理№.　　）

検査書番号	クレーン番号	設置場所	クレーン仕様	定格荷重	クレーン製造番号	認　印	検 査 者

検　査　項　目			自 主 検 査 基 準	良否	不良内容及び処置	修　理完了月日
先行点検		日常点検	年次点検をするときは、日常点検も実施する			
		月例点検	年次点検をするときは、月例点検も実施する			
クレーン	本体構成部品	構造部材の変形、ねじれ	変形、ねじれがないこと			
		溶接箇所の状態	亀裂がないこと			
		腐食の状態	腐食がないこと			
		ジブの摩耗状態 ＊ﾋﾞｰﾑ厚は(ﾋﾞｰﾑ巾ｰﾋﾞｰﾑ縦ﾌﾗﾝｼﾞ厚)÷４の位置にて測定の事	ビーム巾　　新品時の 95%まで			
			踏面部ﾋﾞｰﾑ厚　新品時の 90%まで			
		固定ボルトの取付状態	緩みがないこと			
		ブラケット	著しい変形、損傷が無いこと			
		旋回ストッパ	緩み、脱落が無く、確実に取り付けられていること			
		横行断面	ペイント･油･異物などが着いていないこと			
			粉塵、摩耗粉がないこと			
		変形・摩耗	フランジのねじれやダレなどが着いていないこと			
			横行路面の摩耗が限界値を下回らないこと			
		取付ボルト	緩み、脱落がなくしっかりと取り付けられていること			
		ストッパ	レール両端に緩み、脱落がなくしっかりと取り付けられていること			

検　査　項　目		自 主 検 査 基 準	良否	不良内容及び処置	修　理完了月日
玉掛け用具	ワイヤロープの状態	断線、キンク、摩耗腐食がないこと			
	スリングチェーンの状態	伸び、傷、亀裂、変形がないこと			
	繊維ロープの状態	ストランドの切断、損傷がないこと			
	フック、金具類の状態	変形、摩耗、亀裂がないこと			
試運転無負荷	試運転前の点検	旋回・横行に障害物がないこと			
	無負荷運転の状態	表示通り動くこと			
		異常音がないこと			
荷重試験定格荷重	巻上、巻下のブレーキ状態	確実に停止すること			
	横行の状態	異常音がなく、確実に停止すること			
その他	検査証の有効期間	有効期間をよく確認すること			
	定格荷重の表示状態	損傷なく明確に表示されていること			
	警告ラベルの表示状態	ラベルの剥がれ、不鮮明の確認			
その他の特記事項					

お願い

- 巻上機の年次点検はお使いの巻上機に同封された取扱説明書に従って点検を行ってください。

本製品は日本国内向けであり、製品仕様・取扱説明書等、海外の規格には準拠していませんのでご注意ください。
また、この取扱説明書の不明な点があり、詳細な情報を知りたい方は、最寄りの弊社カスタマーセンターまでお問い合わせください。
キトーでは、お客様が末永くキトー製品を安全にご愛用いただけますこと、心より願っております。

KITO

国内事業所/Sales Offices of Japan

本社工場 Head Office & Factory
〒409-3853 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000 《TEL》055-275-7521《FAX》055-275-6162

東京本社 Tokyo Head Office
〒163-0809 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階 《TEL》03-5908-0155《FAX》03-5908-0159

Tokyo	東京営業グループ	〒163-0809	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階
Sapporo	札幌営業所	〒003-0022	北海道札幌市白石区南郷通8丁目南1-8
Sendai	仙台営業所	〒983-0045	宮城県仙台市宮城野区宮城野2-10-36
Kita-Kanto	北関東営業所	〒327-0821	栃木県佐野市高萩町1337-2(ミネルバS107号室)
Yokohama	横浜営業所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜1-21-7
Niigata	新潟営業所	〒950-0912	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-13
Nagoya	名古屋営業グループ	〒465-0013	愛知県名古屋市名東区社口1-1004
Shizuoka	静岡営業所	〒436-0029	静岡県掛川市南1-6-15(キヨミズキャンパス1C)
Hokuriku	北陸営業所	〒920-0022	石川県金沢市北安江1-1-1(坂口第2ビル1F-D)
Osaka	大阪営業グループ	〒570-0003	大阪府守口市大日町2-10-3
Chugoku & Shikoku	中四国営業所	〒700-0975	岡山県岡山市北区今5-13-36
Fukuoka	福岡営業所	〒812-0008	福岡市博多区東光2-13-22

カスタマーセンター/Customer Center of Japan

Tokyo	東部カスタマーセンター	〒163-0809	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階 《TEL》03-5908-0173《FAX》03-5908-0179
Nagoya	中部カスタマーセンター	〒465-0013	愛知県名古屋市名東区社口1-1004 《TEL》052-726-8686《FAX》052-726-8689
Osaka	西部カスタマーセンター	〒570-0003	大阪府守口市大日町2-10-3 《TEL》06-6907-0601《FAX》06-6907-0614

サービス事務所/Service Network

Yokohama サービスグループ 東部サービス事務所	神奈川県横浜市港北区新横浜1-21-7	《TEL》045-474-3953 《FAX》045-474-3982
Osaka サービスグループ 西部サービス事務所	大阪府守口市大日町2-10-3	《TEL》06-6907-0610 《FAX》06-6907-0614

お客様相談センター/Customer Service Center

受付時間9:00～17:00 （土・日祝日を除く）
《TEL》0120-988-558 《FAX》0120-988-228 《E-mail》callcenter@kito.co.jp

この取扱説明書は、事前の予告なく一部内容を変更することがあります。